平成２８年（フ）第３３９６号
東京都目黒区中目黒５丁目18―17　第一双葉ハウス201
債務者　五味　小式
1　決定年月日時　平成28年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月12日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３４１１号
東京都江戸川区瑞江１丁目52―５　グレースガーデン壱番館101
債務者　岡村　哲之
1　決定年月日時　平成28年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月12日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３４１２号
東京都世田谷区南烏山６丁目12―５―313
債務者　伊藤　加代
1　決定年月日時　平成28年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月12日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３４１３号
東京都世田谷区用賀２丁目24―14
債務者　宮嶋明日香
1　決定年月日時　平成28年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月12日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３４１６号
東京都新宿区市谷台町７―９
債務者　相馬かおる（旧姓川合）
1　決定年月日時　平成28年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月12日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３４１７号
東京都世田谷区船橋７丁目１―１―605
債務者　木庭　　洋
1　決定年月日時　平成28年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月12日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３４１８号
東京都足立区扇２丁目43―14―101
債務者　嶋　　美幸（旧姓進藤）
1　決定年月日時　平成28年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月12日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３４２０号
東京都葛飾区鎌倉１丁目30―13―101
債務者　檜山　正幸
1　決定年月日時　平成28年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月12日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３４２５号
東京都江戸川区北葛西１丁目22―２―202
債務者　青木　章雄
1　決定年月日時　平成28年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月12日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３４２７号
東京都世田谷区下馬４丁目11―１
債務者　河原謙二郎
1　決定年月日時　平成28年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月12日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３４３３号
東京都大田区下丸子１丁目３―９―501
債務者　辻原　吉浩
1　決定年月日時　平成28年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月12日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３４３６号
東京都練馬区南田中５丁目２―７―501
債務者　窪田　克已
1　決定年月日時　平成28年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月12日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３４３７号
東京都北区豊島５丁目４―２―222
債務者　平野　寛明
1　決定年月日時　平成28年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月12日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３４４０号
東京都中野区上鷺宮１丁目22―３―201
債務者　大門　裕明
1　決定年月日時　平成28年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月12日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３４４１号
東京都府中市南町３丁目39―８　ハイツ宮崎Ⅰ101
債務者　和地　正樹
1　決定年月日時　平成28年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月12日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３４４２号
東京都杉並区高円寺北１丁目18―１―101
債務者　水越　直哉
1　決定年月日時　平成28年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月12日午前10時
東京地方裁判所民事第20部